熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

■要求水準書（案）に関する意見及び提案等への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	意見・提案等の内容	意見・提案等への回答
1	71	第5	5	（2）	ウ	（ア）	廃棄物の管理及び処分	ウ（ア）にて「本施設で発生するゴミ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、事業者にて適切に搬出・処分すること。」との記載がございますが、直営施設で発生する廃棄物につきましては、廃棄物処理法の「排出事業者」は貴市が該当すると想定されます。また、排出量を事業者が想定し積算することは困難であり、特に夜間急患診療所で発生する産業廃棄物につきましては事業者で管理及び処分することは難しいことから、直営施設で発生する廃棄物は市にて管理及び処分をしていただけませんでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.44をご参照ください。